平成２６年（フ）第１１９号
佐賀県小城市芦刈町道免39番地４
債務者　林　　智洋
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
佐賀県小城市芦刈町道免39番地４
債務者　林　絵里香
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
佐賀県小城市芦刈町道免39番地４
債務者　林　　由香
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
佐賀市大和町大字川上5280番地３
債務者　舩津　沙織（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2344番地１―402
債務者　北村　英子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
佐賀市諸富町大字諸富津138番地３　江下アパート
債務者　川原　　弘
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
松江市東出雲町錦新町２丁目５番11号
債務者　永見　　淳
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４１号
名古屋市熱田区古新町２丁目72番地　グループホーム　フレンズハウス古新町
債務者　猪飼　一予
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５９２号
東京都板橋区中台２丁目16―４　第１カシマハイツ201
債務者　阿部　郁子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１１号
千葉県市原市五井西２丁目11―33　アーバンシード21―203
債務者　小川　絵理（旧姓風間）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１２号
東京都練馬区関町南４丁目24―17―401
債務者　中尾　英樹
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１３号
東京都江東区東雲２丁目７―１―308
債務者　川俣真由美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１４号
埼玉県上尾市大字原市1159―８　パークタウンハイム10
債務者　村上　博行
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１５号
東京都杉並区永福４丁目１―10―102
債務者　蓮見　真紀
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１６号
埼玉県入間郡毛呂山町中央２丁目19―４
債務者　井出　公一
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１７号
東京都調布市深大寺東町４丁目８―61
債務者　佐藤　香織（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部